

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040010	行政書士の代理人としての内容証明郵便作成業務の明確化	行政書士法第1条の3第2号	<p>行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる契約の他のに関する書類を代理人として作成すること。</p> <p>三 略</p>	行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行えることを有権解釈その他の方法で明確化する。	行政書士は2001年以前から事件性の有無にかかわらず内容証明郵便作成業務を行っていた。「事件性がある法律事務であっても、依頼者の口授どおりに作成するような場合、あるいは依頼者が示した文面と全く同じに作成するよう依頼された場合は、行政書士の業務として処理できる」とはいふまでもない。」「(地方自治制度研究会「改訂新版 行政書士法」30頁・2008年)とある。 2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約の他のに関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになった。 2003年成立の改正弁護士法第72条に「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とあり、「他の法律」に各士業法(行政書士法、司法書士法、弁理士法、税務士法)が該当し、各士業法の願望が行われ、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになった。 2003年成立の改正弁護士法第72条の規制の対象がなくなった。 ところが、行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行うことができるのか、国民にはわかりにくい。有権解釈その他の方法で明確化していただきたい。	—	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他の権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでないとしている。当該提案の実現については弁護士法に関わるところであり、弁護士法に基づき判断されるべきものである。	1025010	個人	香川県	総務省 法律省	
040020	行政書士の紛争性のない契約締結代理業務の明確化	行政書士法第1条の3第2号	<p>行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる契約の他のに関する書類を代理人として作成すること。</p> <p>三 略</p>	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行ない、若しくはこれらに関する仲介に当たることを業とすることができる。」と規定する。	国民が安心して行政書士に「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。 平成13年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約の他のに関する書類を代理人として作成すること」について、総務省の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るものと意味を含むものであると解釈される。」(総務省行政課二課情報)行政書士法の一部改正について(地方自治46号92頁・2001年)とある。 行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」は弁護士法第72条の規制対象外である。 法律者は、弁護士法第72条本文の「その他一般の法律事件」については事件性必要説を相当とし、契約関係事務に限り、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話し合いや法的問題点の検討は「事件性」なしと、弁護士法第72条の規制対象外としている。『グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について』(平成15年12月8日 法制制度検討会 配布資料)。 平成12年成立の改正弁理士法第4条第3項に弁理士の「紛争性のない契約代理業務」が規定されたが、特許庁の有権解釈として「紛争性のない契約代理業務については、特段の規制の必要性がない限り、営業の自由に属し、弁護士法第72条の規制対象外である。」(特許庁総務部総務課「改訂新版 条解弁理士法」170頁・2005年)とある。	—	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他の権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでないとしている。当該提案の実現については弁護士法に関わるところであり、弁護士法に基づき判断されるべきものである。	1025020	個人	香川県	総務省 法律省	
040030	行政書士への行政不服審査代理権の付与	行政書士法第1条の3第1号	<p>行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許可等及び当該書類の受理をいう。以下同じ。)を行わせる期間又は弁明の機会を含む手続その他の発覚原因の発生を防止し、当該官公署に提出する行為(弁護士法(昭和二十四年法律第二十五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理すること。</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p>	行政書士へ行政不服審査代理権を付与する。	行政書士は「官公署提出書類作成・提出手続代理、行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述手続代理」を行う行政手続の専門家であり、国民と行政との橋渡しの役割を担っている。 ところが、行政不服申立てに関しては、不服申立て等作成は、現行法上、行政書士業務とされているが、手続代理は弁護士法第72条の規制により行うことができず、国民の権利擁護や利便性に問題が生じている現状は憂慮するべきものである。 行政書士以外の隣接法律専門職(司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士)は、その適用試験科目に行政手続法や行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、すでに一定の行政不服審査手続代理が認められている。 一方、行政書士試験科目には行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法が追加されており、行政書士には行政不服審査手続代理を行う十分な法律知識・専門的能力が備わっているにもかかわらず、未だに行政書士に行政不服審査手続代理が認められていないのは遺憾なことである。 申請から一貫して関与してきた事情に詳しい行政書士が、現行法上の不服申立て等作成にとどまらず、引き続き行政不服審査手続代理を行うことで、行政不服審査制度の活用が促進され、国民の権利擁護や利便性の向上が図られることとなる。	—	—	「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)において、「行政書士の業務における実績等を注し、行政不服審査における手続代理を認めることの必要性や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査における手続代理を的確に行うための専門的能力の確保を図りつつ、関係機関とも連携を図り、行政書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討することとされたところである。現在、行政不服審査法の改革など行政救済制度の在り方を検討するため、総務大臣と内閣府特命担当大臣(行政刷新)を共同議長とし、政務三役等及び有識者で構成する「行政救済制度検討チーム」が開発されており、代理人の範囲をさらに拡大すること等について検討がなされる予定である。	1025030	個人	香川県	総務省 法律省	
040040	「非理工過疎地域」における商標権の登録出願手続の簡便化と知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	行政書士法第1条の2	<p>行政書士法(昭和二十六年法律第四号)(業務)第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知能によつて認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>	「非理工過疎地域」における知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行えるようにする。	弁理士は商標権の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、四国地方のような弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給義務を果たしておらず、企業は不便を強いられている。 行政書士は、登録商標の譲渡や使用許諾等において、商標権の移転・使用権設定登録、譲渡・使用許諾契約書の作成等を行っており、登録商標の管理・活用に関する法律専門家である。ところが、商標登録出願は弁理士法の規制があるため、行政書士は行うことができない。「商標の権利化から権利化後の管理・活用」までの一貫した法律サービスが提供できない。 商標は「文字・図形・記号等」のことで、商標登録出願は定型のものであり、難しいものではない。 知的財産管理技能士となるための知的財産管理技能検定の試験科目に商標権利化(意見書・補正書、不服審判等を含む。)があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行う能力が確保されている。 知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」を行うことで、「商標の権利化から権利化後の管理・活用」まで一貫して行うことができるようになり、企業の利便性が向上し、地域が活性化される。	—	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他の権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、この限りでないとしている。当該提案の実現については弁理士法に関わるところであり、弁理士法に基づき判断されるべきものである。	1025040	個人	香川県	総務省 経済産業省	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
040050	電子地域通貨	地方自治法第 23 条 第 2 号 地方自治法第 23 条 第 5 号	<p>◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）</p> <p>（証拠による収入の方法等） 第百三十一条の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証拠による収入の方法によることができる。</p> <p>2 証拠による収入の方法による場合においては、証拠の売りさばき代金をもつて歳入とする。</p> <p>3 証拠による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。</p> <p>前項の規定により納付された証券を支払の提供期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合においては、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじから納付済となつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>5 証拠による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取立立たる金額による納付の委託を受けることができる。</p> <p>6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する措置を適切かつ確実に実行することができる等として政令で定める場合に当該普通地方公共団体の長が指定した者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付する政令で定める証券その他の物の又は証券、記号その他のものを提示し又は通過して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、普通地方公共団体は、当該歳入の帰属期にかかわらず、その指定するまでに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>7 前項の場合において、当該指定代理納付者が何項の指定する日まで当該歳入を納付したときは、何項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。</p> <p>（小切手の振出し及び公金振替書の交付） 第百三十一条の三 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合に限りは、債権者から申出があるときは、債権者は、自ら現金で、自ら現金で、又は当該金融機関を通じて現金で支払をさせることができる。</p> <p>2 前項の金融機関は、金計管理者が振り出した小切手等の請求を受けた場合において、その小切手の振出日時から七日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならぬ。</p>	<p>○自治体の歳入歳出について地域通貨による取り扱いを認めていただきたい。地域通貨を地方自治法上の証拠並びに証券とみなし、地方税、分担金、使用料、手数料の徴収に利用させていただきたい。また地域通貨によるコンビニ納付などを認めていただくことも、区民があつたかも知れませんが、区民の多くは地域通貨によって地方税等を徴収することを認めていただきたい。さらに歳出に關し、謝礼や報酬その他の支出について、小切手の振出しや公金振替書の交付にかえて地域通貨を取り扱うことを認めていただきたい。</p>	<p>区が発行主体となって地域通貨を発行、区内の通貨流通量を増やすことで区内経済の活性化を図り、区内商店街を支援する。また非接触ICカードを使用し、地域通貨や既存の電子マネーのほかに行政サービスなどを搭載することで行政改革も実現していく。</p>	C	—	<p>・地方公共団体においては、地方公共団体の歳入の納付に關して現金納付を原則としているところであり、その例外として、支払の確実性が典型的に高いと考えられる現金と同視しうるものに限りて歳入の納付手段として規定していること。</p> <p>・貴団体のご要望にある地域通貨については、現行法上、現金以外の納付手段として認められている証券と同等の支払の確実性を有するものと言えないと考える。</p>	電子地域通貨事業	1026010	杉並区	東京都	総務省
040060	電子地域通貨	地方自治法第 23 条 第 4 号	<p>◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）</p> <p>（現金及び有価証券の保管） 第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。</p> <p>2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができない。</p> <p>3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。</p>	<p>○地域通貨を流通させるにあたり預かり金処理を行うため、地方自治法により法律又は政令の規定によるものでなければ保管することができず、たとえ有価証券とされている現金又は有価証券に係る入札保証金、職員の給与に係る源泉所得税等）とて地域通貨と換金された現金を認めていただきたい。</p>	<p>区が発行主体となって地域通貨を発行、区内の通貨流通量を増やすことで区内経済の活性化を図り、区内商店街を支援する。また非接触ICカードを使用し、地域通貨や既存の電子マネーのほかに行政サービスなどを搭載することで行政改革も実現していく。</p>	C	—	<p>・地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められない。</p> <p>・また、地方公共団体が任意に保管可能な現金の範囲を定めるとは、その現金の亡失等にかかる職員の賠償責任等、現行規定に基づく公金の取扱に関する種々の制度との均衡を失うことから認められない。</p>	電子地域通貨事業	1026020	杉並区	東京都	総務省
040070	歳計外現金の取扱いの拡大	地方自治法第 23 条 第 4 号第 2 項 地方自治法施行令第 16 号の 7	<p>◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）</p> <p>（現金及び有価証券の保管） 第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。</p> <p>2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができない。</p> <p>3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。</p> <p>◆地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）（抄）</p> <p>（歳入歳出外現金及び保管有価証券） 第六十八号の七 金計管理者は、普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券その他の歳入又は有価証券で総務省令で定めるものを保管することができる。</p> <p>2 金計管理者は、普通地方公共団体の長の通知があれば、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないものの出納をすることができる。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、歳入歳出外現金の出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行わなければならない。</p>	<p>市民が共同して実施する取組事業について、配分前収取金を歳計外現金として一時保管し、配分確定後に会計予算に記入し、その入金を確保することを可能にする。</p>	<p>本市中心市街地活性化区域内の客車泊り向上のため、民間事業者との協働で市営駐車場と民間駐車場の共同取組を実施し、利用者の利便性向上を図っている。その収入は毎月末の各駐車場利用実績により、民間と配分するので、配分前収取金を歳計外現金として一時保管し、確定後に駐車場会計予算へ記入となる取扱いとするために特区申請をする。この明確な料金管理を可能にする事により、民間事業者との協働事業において円滑に事業の拡大を進め、今後、市営の博物館と民間の映画館との共同利用券の販売事業などを展開していきたい。また、会計予算に他の収入が歳入されないの、実質的な経営状況把握でき、適正な監視ができる。</p>	C	—	<p>・地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められない。</p> <p>・また、地方公共団体が任意に保管可能な現金の範囲を定めるとは、その現金の亡失等にかかる職員の賠償責任等、現行規定に基づく公金の取扱に関する種々の制度との均衡を失うことから認められない。</p>		1027010	藤枝市	静岡県	総務省
040080	地方独立行政法人における、公立大学法人の業務範囲の拡大	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第2号及び第70条	<p>公立大学法人においては、地方独立行政法人法第43条および第70条により、その業務が大学及び高等専門学校設置及び管理のみに制限され、総務大臣ならびに文部科学省の運用が禁止されている。より積極的に研究成果の活用を通じて社会貢献を行うとともに、技術に関する研究成果を活用した外部資金の獲得による自律的運営と連携を図るために、地方自治体においてその必要性が認められ、総務大臣ならびに文部科学省の認可を得た場合において、当該法人の研究成果を用いて行われる事業を行うものへの出資を可能とすることを求める。</p>	<p>実施内容：大阪市で検討されている、大阪駅北側のナレッジキャピタルにおいて、本学は抗がん剤、がん健康科学を中心とした施設運営を計画している。ここでこの施設は、大学が知識、技術、研究成果を用いた産業界等との連携する新ビジネス領域とその発展であり、産学連携推進拠点としての共同研究、委託研究、委託事業等の受託活動の場であるのみでなく、本学の研究から発生した抗がん剤、がん健康科学に関する技術（たとえば抗がん剤検査技術、健康関連商品等）を活用することを目的に設立された事業体への出資を想定している。</p> <p>提案理由：上記のナレッジキャピタルでの活動は産業界等との連携の場となる。そのため本学が持つ知識、研究成果を、市民を含め産業界へ積極的に還元し、産学連携構想のもと、その成果の活用を進める必要がある。しかしながら公立大学は地方独立行政法人法第43条および70条により、その業務が制限されており、たとえは本学の技術に関する成果を活用する事業を運営することはもちろん、その事業への出資が認められていない。大学側に於ける産学連携推進活動並びに自立促進が叫ばれているなか、大学の研究成果を用いた外部資金獲得は重要な課題であり、当該大学の研究成果を活用することを目的として設立された事業体へ出資することは、より効率的かつ効果的な活動支援が期待できる。すでに教員個人においてベンチャー企業への出資が盛んに行われ、また、公立大学、私立大学が大学運営以外に一定の制限のもとで事業出資が行われているなか、公立大学法人においても地方自治体の求める事業に關して出資できることが、大学自立ならびに地方貢献の面からも重要である。</p>	<p>公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体から出資することが可能であり、また、それによって給付の支障が生じることは考えられない。</p> <p>ただし、上記を踏まえてなお必要があれば、提案主体より出資財源、出資金及び本学の事務処理の事項について詳細を御説明いただいた上で、再度検討することとした。</p> <p>なお、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第43条の規定は、余裕金の運用、つまり、資金の管理について定めたもの（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において運用される地方独立行政法人連帯法（平成11年法律第103号）第47条に同様の規定がある。）であり、出資の是非と直接の関連はないものと考えられる。</p>	C	I		1034010	公立大学法人 大阪府	大阪府	総務省 文部科学省	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府県庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
040090	市町村合併に伴う流域下水道にかかる下水道法の要件緩和と健全な水循環の形成～	下水道法第24条4項、第3条2項 市町村の合併の特例に関する法律第20条1項、2項	合併特例法においては、流域下水道を管理している都道府県と合併関係市町村との協議が成立したときは、合併年度及びこれに続く10年度の範囲内で引き続き合併関係市町村の区域内の下水道を流域下水道とみなして下水道法等の流域下水道に係る規定を適用することとしている。	現行法で規定されている流域下水道の定義は、二以上の市町村の区域における下水を排除するものとされているが、当該都道府県の下水道水源地として開発された閉鎖的な内水面域の水質保全を目的として設立認可されたものであり、かつ、合併市町村の行政区域がその水源地の一の集水域であり、その汚水を高度に排除しなければならぬ場合には、市町村合併により一市町村の区域における下水を排除することであっても、引き続き、現行法に規定する流域下水道とする。	宇陀市は、奈良県東部山間中央の小盆地に位置し、中央部には昭和49年に多目的ダムとして完成した笠倉ダムを有し、奈良県営水道が用水供給する市町村の水源地となっている。宇陀川の水質は、当時異変が頻発したことから問題視され、地域開発への影響等が契機となって宇陀川流域下水道事業が計画された。しかし、当時の流域下水道事業の採択基準において、人口が3万人までは流域下水道とは成り立たなかったが、都市用排水の供給量が10万トン以上という但し書きにより採択に至った経緯から、県の流域下水道よりも高度な汚水処理を導入し昭和62年度から供用開始している。宇陀市は、宇陀川流域下水道の処理区域であった3町1村が加わる市町村合併により10年間の猶予期間が与えられている。しかし、この猶予期間は制度面及び時間的な激変緩和措置であり、期間満了後は通常の公共下水道になるという単に汚水処理する観点だけのものであり、宇陀川流域下水道事業の採択における但し書きの要件である都市用排水供給という点については未だ流域下水道事業として存続していくものと考え、宇陀川流域下水道事業は、健全な水循環型社会の創出には欠かせない存在であり、また住民が安全で安心な水を飲むためには、三重県、京都府を通り津川から淀川によって大坂湾へ流れる宇陀川流域の統合的水管理も担わなければならないことから、県の責務として流域下水道を運営しなければならないと認識する。なお、現行法では二以上の市町村が受益する場合は県が公共下水道の管理者となる規定はあるが、水循環型社会の創出という大きな見地では単なる受益ということは充たないと考える。	—	—	合併特例法においては、流域下水道を管理している都道府県と合併関係市町村との協議が成立したときは、合併年度及びこれに続く10年度の範囲内で引き続き合併関係市町村の区域内の下水道を流域下水道とみなして下水道法等の流域下水道に係る規定を適用することとしている。 この規定は、提案主体が認めているとおり、流域下水道の建設・管理が市町村合併の支障とならないようするためのものであり、合併特例法における他の特例措置と同様、合併市町村の行政運営を円滑にするための限定的な措置である。	1038010	宇陀市	奈良県	総務省 国土交通省	
040100	ポイントカード事業者による税等の支払いの代行	地方自治法第231条の2 地方自治法施行令第157条の2	◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） （経路による収入の方法等） 第三十一條の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、経路による収入の方法によることができる。 二 経路による収入の方法による場合は、経路の売りさばき代金をもつて収入とする。 三 経路による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二十三十五條の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、又は証券をもつて納付することができる。 四 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間又は有効期限内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付があつたものとみなす。この場合における当該証券の処分は必要事項を、政令で定める。 五 経路による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二十三十五條の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取立てに金額による納付の委託を受けることができる。 六 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者の中から当該普通地方公共団体の長が指定した者（以下この条及び次項において「指定代理納付者」という。）を交付し又は交付する政令で定める証券その他の物品又は番号、記号その他の特長を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の有効期限内にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。 七 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。	一定の要件を満たすポイントカード事業者が、満了となるポイントカードを対価として、本来納入義務者が支払すべき税等について、納入義務者の代わりに地方公共団体へ現金で納付することを可能にする。	・ポイントカードに付加価値を付けることにより、地域経済の振興に貢献することを目的とする。 実施内容： 草加市商店連合事業協同組合が実施している「市内共通ポイントカード事業」によって発行されているポイントカードが満了となった場合、納税や各種行政サービスに対して、当該カード（1枚500円）の使用を可能にする。 なお、市民が市役所窓口へ持参した当該カードは現金として取扱うのではなく、後日、当該カード使用相当分の代金を同組合から草加市へ納付する手法により取扱うものとする。 提案理由： 近隣市町村における大規模商業地区の開発等に伴い、市内に古くからある商店街の活性化が課題となっている。平成21年度から、同団体がポイントカードの発行を行い、地域経済の活性化に取り組んでいるが、当該カードに付加価値を付けることにより、地域経済の更なる活性化を図るとともに、税等の支払い方法の多様化による納付の推進を期待するものである。 なお、第三者納付としての立替払型によるクレジットカード納付が認められおり、本提案も類似手法のひとつとして前向きに検討をお願いしたい。 ポイントカード事業者からの納付不能が生じないよう、担保を確保する。	C	—	・現行法においては、地方公共団体の歳入の取入は、調達により決定された収入金額を確実に取入する観点から、現金による納付が原則とされており、それ以外の納付については、現金と同視するもの、つまり、即時換金性が認められる条件を満たすものについて、例外として認められているところである。具体的には、証券等による納付が認められているところ。なお、現金と同視するか否かの判断は、地方公共団体の裁量判断によるものではなく、客観的のものであればならない。	1038020	草加市	埼玉県	総務省	
040110	一般廃棄物処理業務委託に伴う年度契約に関する規制の緩和	地方自治法第234条の3 地方自治法施行令第167条の17	◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） （長期継続契約） 第二十三十四條の三 普通地方公共団体は、第二十四條の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信設備の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの給費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。 ◆地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）（抄） （長期継続契約を締結することができる契約） 第六十七條の十七 地方自治法第二百三十四條の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとする。	民間企業に特定の循環資源の継続的な抽出、保管および活用(以下保管活用)と、一般廃棄物処理場から排出される焼却残渣に中間処理を施した物の保管活用を民間企業に委託する場合には、その契約の性質上長期継続契約の対象とする。	一般廃棄物処理場から排出される焼却残渣に中間処理を施した物の保管活用を民間企業に委託する場合には、地方自治体が条例で規定することにより長期継続契約が可能となる。なお、この契約は、一般廃棄物処理場から物別の場所に出荷し及び出て保管活用するものあり、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものである。	E	—	ご提案の地方公共団体と貴社との契約の内容について詳細は不明であるが、長期継続契約は、議会の議決を要する予算としての債務負担行為の例外として規定されるものであり、その対象は、明文で規定されているもののほか、地方自治法施行令第167条の17の規定により翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとして、地方公共団体の実情に合った適用が可能とされている。したがって、ご提案の契約が上記の要件に該当するものであれば、地方公共団体の判断により、適用することは可能である。	1047020	株式会社日本環境カラムン研究所	神奈川県	総務省	
040120	投票所の要件の緩和	公職選挙法第39条4項	○投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けることとされている。（公職選挙法第39条4項） ○投票所は、在野に開き、午後1時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の場合には選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の場合を除き、投票所を閉く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。（同法第40条第1項）	現行法で規定されている投票所について、投票所の開閉時間の制限を緩和し、投票所が投票区内を移動して投票することと可能とする。	提案理由： 中山間地域においては、過疎化・高齢化が進行し、50人未満の有権者数の投票所が増加しており、選挙事務の効率が悪くなっている。選挙事務の効率化のためには、投票所の再編が必要となっている。しかしながら、投票所を再編すれば廃止する投票所の有権者は、新しい投票所までの距離が遠く、交通手段を持たない高齢者は投票を棄権する者が増加し、投票率が低下する。 このため、各投票区内に移動投票所を設定すれば、投票所経費の削減が図られ、投票率の向上にもつながる。	C	I	複数の投票区内を投票所が移動し、各所における投票を認めることについては、 ・対象者が多数にのぼる場合などにすべてを対象者を巡回することが可能か ・事故など何らかの事情により一部の対象者について巡回できない場合はどうするか などの問題があり、選挙の公正確保との調和の観点から、国会においても十分な議論が必要である。	1057010	三次市選挙管理委員会	広島県	総務省	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府県庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府庁等
040130	自治体による「救急業務」の実施	消防法施行令第44条	救急隊員は、以下の要件のいずれかに該当する消防職員に限られており、消防職員以外は救急隊員となることはできない。 ① 救急業務に関する総務省令に定める一定の講習を修了した者 ② 救急業務に関し、①と同等以上の学歴経験を有する者と総務省令に定める者	消防の「救急隊員」に限定されている「救急業務」の応急処置を人口が少なく広い面積を抱える山間部の過疎地域の町村が実施する特定の医療機関への「疾病者搬送」に開放する。 実施内容: 那賀町の未常備消防区域内に限って、傷病者を搬送する「救急業務」を実施する要員として「救急隊員」に代えて「町職員」または「救急隊員」に準じた「応急処置」が可能となるよう、技術取得のための研修や実習を、身近な消防学校や消防本部で受講した者「準救急隊員（仮称）」で構成する「準救急隊（仮称）」を傷病者搬送に従事させ、「救急業務」を実施する。 提案理由: 具体的措置: 「救急隊」による「救急業務」が「消防職員」と規定されている。この「消防職員」を特区内においては「地方公務員（地方公務員法第4条の地方公務員に限る。ただし、消防法施行令第44条3項第1号の講習の受講については従前どおり。）も可能とする。	消防の「救急隊員」に限定されている「救急業務」を実施する要員として「救急隊員」に代えて「町職員」または「救急隊員」に準じた「応急処置」が可能となるよう、技術取得のための研修や実習を、身近な消防学校や消防本部で受講した者「準救急隊員（仮称）」で構成する「準救急隊（仮称）」を傷病者搬送に従事させ、「救急業務」を実施する。 提案理由: 那賀町は、県土の6分の1を占める山間部の過疎地域で、現在の消防事務に関する業務量、厳しい財政状況、今後も減少していく人口動態を鑑み、「常備消防体制」の整備は困難であることから、「救急隊」の搬送に代わるものとして、町が地域の実情にあわせて工夫を凝らして独自の「傷病者搬送」を行っている。 「救急隊」が搬送中に行う「応急処置」は常備消防の「救急隊」を前提に制度が構築されていることから、町が「傷病者搬送」を行う場合、限られた「応急処置」が行えず救命率を高める対策を早急に講じる必要がある。 このための措置としての提案であり、住民の安心安全を確保し、活力に満ちた町づくりを行うことを目的とする。	C	—	消防法に基づく救急業務は、国民の生命・身体を災害、事故等から守り、国民の安心・安全を確保する業務であったが、消防職員を構成員とした階級制度等に基づいた適切な指揮統率による組織としての活動を行うこととして、また、救急業務の推進のために、救急隊員の資性を得る際に応任教育や救急隊員としての高度な教育訓練を受けるのみならず、「救急隊員の教育訓練の充実、強化について」（昭和四十九年消防法第三号）等に基づき、日常の訓練及び再教育により救急隊員の資性を維持向上することとしている。また、メダリアルコントロール体制の下、医学的見地からも救急業務の負担を軽減することとしているところである。 今回の提議は、経験や教育、技術取得のための研修や実習の受講のみを条件として救急業務の応急処置を現行の救急隊員以外の地方公務員に認められるものであるが、提案内容からは、「準救急隊（仮称）」の活動や、上司の指揮監督による組織としての活動や、その「応急処置」の水を目標とした研修やメダリアルコントロール体制などでどのように確保するかが必ずしも明らかではないが、消防法に基づく救急業務と同等水準を担保できるか判断出来ず、考案の提案の内容からは特異として対応が可成りとはいえない。 なお、「救急隊員」経験者及び「救急救命士」資格の保有者については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に依り特殊な資格等に基く特別任用を活用するなどして消防職員として任命する。又は消防職員との併任を行うことにより、消防職員たる資格を有する中で消防法に基づく「救急隊」として活動することが可能である。また、一般職員についても、消防職員としての併任が可能な場合、救急業務に関する総務省令に定める一定の講習を修了した場合は消防法に基づく「救急隊」として活動することが可能である。この場合において、「救急隊員の教育訓練の充実、強化について」等に基づき、日常の訓練及び再教育により救急隊員の資性を維持向上することに留意が必要である。	1066010	那賀町	徳島県	総務省 厚生労働省	
040140	議員権限の強化等による自治体における議会内閣制型政府形態の試行	地方自治法第92条、96条、97条、112条	●地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） 第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。 九 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員以外の職及び地方公務員（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十九条の五第一項に規定する準時勤務の職を兼ねる職員（以下「兼務職員」といふ。）と兼ねることができない。 十 兼務職員は、兼務の職務に専念し、次に掲げる条件を満足しなければならない。 一 兼務を致し又は免除すること。 二 兼務を指定すること。 三 兼務は指定するものに基づく政令に規定するものを除くほか、地方民の総議決又は付帯決議、加入若しは手数料の徴収に関すること。 四 兼務の職務及び権限について法令で定める基準に依り実施して定められた契約を締結すること。 五 兼務が定める場合を除くほか、財源を支出し、出費の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適宜な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは譲渡すること。 六 兼務を行使すること。 七 兼務に定めるものを除くほか、その権限及び金額について政令で定める基準に依り実施して定められた契約を締結すること。 八 兼務に定めるものを除くほか、その権限及び金額について政令で定める基準に依り実施して定められた契約を締結すること。 九 兼務に定めるものを除くほか、その権限及び金額について政令で定める基準に依り実施して定められた契約を締結すること。 十 兼務に定めるものを除くほか、その権限及び金額について政令で定める基準に依り実施して定められた契約を締結すること。 議員の予算提案権を認めること、議員の常勤職員としての兼職を認めることなどによって、自治体における議会内閣制型政府形態の試行が可能とする。	議員が予算提案権を持ち、副市長や部長などとの兼職によって執行側の役割を持つことによって、現行の二元代表制とは異なる議会内閣制型の政府形態を憲法の許容する範囲で試行する。 具体的には、議会の多数派と市長との連携関係を前提に、予算案をはじめとする議案の企画立案の段階から議員が公式に関わり、執行においても、副市長や部長などのポストに議員が就任することによって責任を持つ。基本的に議案は、市長に加え、議員が兼職する副市長や部長によって構成される「内閣」から提案される。この際、議員も予算提案権を持つことにより対等な連携関係が可能となる。 現行の二元代表制は、議員が予算提案権を持たない反面、強力な拒否権をもつため、拒否権を背景に個別的な要求を行うなどの問題が生じやすく、自治体の運営全体に責任を持つような建設的な議員活動が阻害されている面がある。また、市長と議会多数派の立場が大きく異なる場合は、取捨することが不可能になる場合がある。これに対し、議会内閣制型の政府形態であれば、市長と議会多数派が公式に連携して活動することができる。同時に、それを通じて議員の統治能力が向上することが期待される。現在、総務省においても選択制に向けた検討が開始されているが、特区制度で議会内閣制を試行することは、そうした検討に先進事例を提供することになり、将来における自治体の政府形態の適切なあり方を探ることに貢献することができる。 代替措置 議会から執行側へのチェックが弱まるという問題点が想定されるので、リコールなどの直接民主主義的な制度のハードルの引き下げなどを合わせて試みる。	C	—	現在、総務省において開催されている地方行政検討会議においては、地方公共団体の基本構造のあり方については、「提案のような議会内閣制型」が、現時点で最も適切で、憲法上許容されるか否か、また、地方公共団体の運営の円滑化に資するか、長と議会の均衡と抑制の関係をどうするか、様々な観点から、様々な意見があることから、引き続き、各方面から幅広く意見を聴きながら検討していく予定である。	1067010	半田市議会至 統ウラナ	愛知県	総務省		
040150	普通地方公共団体の事務の委託先の拡大	地方自治法第245条、地方自治法施行令第158条、公営企業法第33条の2	●地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） （私人の公金取扱いの制限） 第二十四十五条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委託し、又は私人を行って行わなければならない。 ●地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）（抄） （個人の徴収又は収納の委託） 第五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の収入については、その収入の確保及び住民の利益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。 一 使用料 二 手数料 三 賃料 四 物品売却代金 五 買付金の元利返金 六 前掲の規定により収入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該収入の納入義務者の見せしめ方式により公表しなければならない。 七 第一項の規定による徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の長との協定を定め、その協定の内容及び委託するべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方法その他の知識による方法又はその他の方法による電子的方式による記録）を、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。①を添えて、会計管理者又は指定金融機関、収付代金金融機関等に提出しなければならない。 八 第一項の規定による収入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該収入に係る収入の徴収又は収納の事務について検査することができる。 ●地方公営企業法（昭和二十七年八月一日法律第二百九十二号）（抄） （公金の徴収又は収納の委託） 第三十五条の二 管理者は、地方公営企業業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の利益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。	普通地方公共団体の事務の委託先に特別地方公共団体を追加する。	地方自治法第245条の例外として、使用料、手数料については、地方自治法施行令第158条により、「その収入の確保及び住民の利益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」とされている。 また、地方公営企業法第33条の2においても、管理者が「地方公営企業業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の利益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる」と規定されている。 この場合の私人とは、自然人、法人に限らず、地方公共団体も含まれると解されており、特別地方公共団体である財産区もこの私人の範囲に含まれるのである。 一方、財産区は、その所有、又は管理する財産又は公の施設の管理及び処分等の範囲内において、権能を有するから、ご提案の検討対象には含まれないとされている。 このため、市下水道使用料の徴収等に関する事務を財産区に委託することにより、市民の利便性の向上を図るとともに、収納から督促、滞滞金の徴収等までで行われることで、下水道使用料の収納率の向上を図るものである。 提案理由 あつち市の下水道給水事業は、戸原温泉街の区域を特別地方公共団体の戸原温泉上水道排水区が、温泉街以外の区域を市が、それぞれ運営している。 市の給水区域では、下水道使用料と水道料金を合算して納付書に記載し発行するため、収納率は97～98%で推移しているが、温泉街の区域では、下水道使用料と水道料金の納付書が別々に発行されることから、水道料金を納入しても下水道使用料は納入しないという制約により、収納率は84%となっている。 このため、市の下水道使用料の徴収等に関する事務を財産区に委託することにより、市民の利便性の向上を図るとともに、収納から督促、滞滞金の徴収等までで行われることで、下水道使用料の収納率の向上を図るものである。	D（一部）	—	地方自治法第245条の例外として、使用料、手数料については、地方自治法施行令第158条により、「その収入の確保及び住民の利益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」とされている。 また、地方公営企業法第33条の2においても、管理者が「地方公営企業業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の利益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる」と規定されている。 この場合の私人とは、自然人、法人に限らず、地方公共団体も含まれると解されており、特別地方公共団体である財産区もこの私人の範囲に含まれるのである。 一方、財産区は、その所有、又は管理する財産又は公の施設の管理及び処分等の範囲内において、権能を有するから、ご提案の検討対象には含まれないとされている。 このため、市下水道使用料の徴収等に関する事務を財産区に委託することにより、市民の利便性の向上を図るとともに、収納から督促、滞滞金の徴収等までで行われることで、下水道使用料の収納率の向上を図るものである。 提案理由 あつち市の下水道給水事業は、戸原温泉街の区域を特別地方公共団体の戸原温泉上水道排水区が、温泉街以外の区域を市が、それぞれ運営している。 市の給水区域では、下水道使用料と水道料金を合算して納付書に記載し発行するため、収納率は97～98%で推移しているが、温泉街の区域では、下水道使用料と水道料金の納付書が別々に発行されることから、水道料金を納入しても下水道使用料は納入しないという制約により、収納率は84%となっている。 このため、市の下水道使用料の徴収等に関する事務を財産区に委託することにより、市民の利便性の向上を図るとともに、収納から督促、滞滞金の徴収等までで行われることで、下水道使用料の収納率の向上を図るものである。	1075010	あつち市	福井県	総務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040160	エタノール含有ガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用の緩和	危険物の規制に関する政令第3条第1号	給油取扱所において、ガソリンや軽油と同様にバイオエタノールを含有するガソリンのうちE3及びE7B含有ガソリンについては、給油することができる。	「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格を改めた上で、改正後の当該規格に適合し、販売されるE10からE20については、第四種第一号品類(消防法別表第一備考第十二号のガソリン)に該当し、給油取扱所で給油することができることとすることを求める。	現在宮古島においては、製糖後の残渣醗蜜等を活用してバイオエタノールを生産し、これを燃料の一部として島内において利用するとともにバイオエタノールの生産の過程で生じる蒸留残渣について肥料又は飼料として島内の農畜産業において利用し、エネルギーの地産地消を促進し環境調和型の循環型社会のモデルの形成を目指す。「宮古島バイオエタノール実証事業」が進められている。当該実証事業においてはバイオエタノールは、主にガソリンに混合させて自動車燃料として活用することとされている。現行制度においてはこうしたエタノール含有ガソリンについては、その含有割合が3%であるもの(E3)までは使用が認められているが、これを超えるものはガソリンとしての使用が認められていない。一方、米類においては10%まで(E10)、アブラムシにおいては20から25%まで(E20～25)ガソリンに含有することが認められ、実際にこうしたガソリンを燃料とした自動車が行っている。エタノールの使用については、これによる自動車、給油設備等の劣化等に関する課題が指摘されているが、我が国の一部の自動車企業が製造する自動車については、米国に輸出されたE10等を使用しても何ら問題が生じない構造と同一の構造となっており、指摘されている課題は技術的には既に解決済みであると言える。かかる状況下において、またグリーンイノベーションを旨としているところ、E10等の使用が認められていないというのは著しく合理性を欠くものであると考えられる。そこで、本特例措置についてまず実証事業が進められている宮古島において実験し、宮古島発で全国に展開すると提案するものである。	F	揮発油販売業者は、経済産業省所管の揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条の規定により、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の揮発油規格に適合しないものを自動車の燃料用の揮発油として消費者に販売してはならないとされており、E10からE20は当該規格に適合していないものと承知している。一方、近い将来、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則が改正され、E10は上記揮発油規格に適合することとなる可能性があること、ガソリンにエタノールを加えたE10の性状はガソリンとは異なること等を踏まえ、消防庁では、給油取扱所でE10を取り扱う場合に講ずべき安全対策について検討するため、実証実験を実施してきたところである。その結果、現行の給油取扱所で講じられている安全対策に加え、下記①及び②に掲げる安全対策を講ずれば給油取扱所において防火上支障なく給油することが可能であると判明しており、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則により「宮古島バイオエタノール実証事業」でE10を自動車の燃料用の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には、当該事業所において下記①及び②に掲げる対策を講ずることによりE10を給油することができるよう所要の措置を講ずる予定である。① E10と接する部分にゴム系の材料を用いた設備等は、適切に日常点検を実施すること。(上記措置を講ずる必要がある理由) バイオエタノールはゴム系の材料を腐食させる性質を有することから、E10を使用することによる設備の劣化の状況がガソリンよりも早く進むものとする。② 泡消火器等については、アルコール火災を有効に消火できるものとする。③ (上記措置を講ずる必要がある理由) バイオエタノールは水溶性を有することから、泡泡した泡が水で壊れないアルコール火災用の泡消火器を用いる必要があるため。また、E20への対応については次のとおりである。給油取扱所で危険物が流出した場合、当該施設内に設置されている油分層槽で危険物を回収し火災危険性のなくなった排水を施設外に排出している。水溶性のエタノールが10%含まれるE10が流出した場合、前述の実験で油分層槽により排出される排水からは爆発下限界を若干下回る可燃性蒸気が発生することが実証されている。一方、水溶性のエタノールを20%含むE20は、E10より水との親和性が高く、油分層槽により排出される排水から爆発下限界を上回る可燃性蒸気が発生することが想定され、油分層槽のみでは安全性が確保することはできない。そこで、流出したE20を施設外に排出させないために専用タンク等を設ける措置が必要と考えられる。したがって、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則により「宮古島バイオエタノール実証事業」でE20を自動車の燃料用の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には、当該事業所において前述のE10の給油に対して講ずべき措置に加え、流出したE20を施設外に排出させないために専用タンク等を設ける対策を講ずることによりE20を給油することができるよう所要の措置を講ずる予定である。	宮古島バイオエタノールプロジェクト	107630	株式会社三井物産環境研究所	東京都	総務省	
040170	地方独立行政法人に係る公務員型から非公務員型への移行の簡素化	地方独立行政法人法第8条第3項	地方独立行政法人法第8条第1項第5号において、定款に「特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別」を規定することとされており、同条第3項において、この規定事項は変更することができている。	地方独立行政法人法では、特定地方独立行政法人(公務員型)と一般地方独立行政法人(非公務員型)の法人区分変更は認められていない。法人区分についての定款変更の規制を緩和し、公務員型から非公務員型への移行を認める。	①現状 大阪府立病院機構は組織マネジメントの強化や地域医療へのより一層の貢献を進めるため、公務員型から非公務員型への移行を目指している。 府立病院機構は医療観察法病棟の指定を受けるため、公務員型として設立されたが、現在は省令改正により非公務員型でも医療観察法病棟の運営が可能となっている。しかし、地方独立行政法人法では公務員型から非公務員型への移行は認められていないため、一旦公務員型法人を解散させた上で、再度非公務員型法人として設立する方法をとらざるを得ない。この方法では診療行為の一時中断を余儀なくされ、患者へ多大な迷惑をかけることとなるので、非公務員型への移行は困難となる。国の独立行政法人を非公務員化する際は個別に法律改正を行っており、解散・新設の手続きを必要とする必要はないが、地方独立行政法人のみ解散・新設の必要性について、合理的な根拠がある場合は、具体的に示されたい。 ③解決策 公務員型から非公務員型への定款変更を認める。 ④効果 非公務員化により、柔軟な給当制の構築が可能となり、優秀な医療人材の確保ができるなど、病院機構の組織マネジメントの強化が図られ、ともに、地方公務員法上の規制がなくなるため、病院機構の職員が企業や大学との共同研究に従事しやすくなり、新しい医薬品や医療機器の開発への貢献が期待できる。	C	地方独立行政法人の設立に当たり、労働基準法の制限を伴う特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとするため、特定地方独立行政法人か否かのために定款を変更することはできないとしている。特定地方独立行政法人か否かの別を定めて定めることとするのは、職員の身分関係はもとより業務運営のあり方、個々の職員の時給等に関する極めて重要な要素であることにかんがみ、設立団体が安易に判断することがないよう、定款の必要の記載事項とすることにより、慎重な手続きを担保するため、国と地方で制度が異なっていること。	1083010	大阪府	大阪府	総務省		